

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第33号**

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(新潟県職員職務発明規則の一部改正)

**第1条** 新潟県職員職務発明規則(昭和40年新潟県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 所属長 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第169条第1項に規定する課長又は同規則第4条に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)の長をいう。 (3)・(4) (略)	(用語の定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 所属長 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第169条第1項に規定する課長又は同規則第4条に規定する地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。)の長をいう。 (3)・(4) (略)

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第2条** 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合) <b>第7条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院又は救護院に送致され、収容されている場合	(休業補償を行わない場合) <b>第7条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) (略) (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは救護院に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(新潟県公有財産事務取扱規則の一部改正)

**第3条** 新潟県公有財産事務取扱規則(昭和48年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義) <b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課(室その他課に準ずるものを含む。)の長、地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的	(用語の意義) <b>第2条</b> この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 課長等 部局の所管する財産を直接事務又は事業の用に供する各課(室その他課に準ずるものを含む。)の長、地域機関(保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的

<p>障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。)、出先機関及び教育機関(以下「地域機関等」という。)の長(支所、分所、分館、センター、支場等の長を含む。)、各県立学校長(分校主任を含む。)並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。)、出先機関及び教育機関(以下「地域機関等」という。)の長(支所、分所、分館、センター、支場等の長を含む。)、各県立学校長(分校主任を含む。)並びに各警察署長をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
--	---

(新潟県宿舍管理規則の一部改正)

**第4条** 新潟県宿舍管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、<u>女性相談支援センター</u>所長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の2種類とする。</p> <p>(1) 公舎 議会議長、知事、副知事並びに部局長(これらに相当する職を含む。)、本庁の課長、地域機関の長(保健所長、福祉事務所長、児童相談所長、身体障害者更生相談所長、知的障害者更生相談所長、<u>女性福祉相談所</u>長、あかしや寮長、労働相談所長及び農業普及指導センター所長を除く。以下同じ。)、地域振興局の部長及び所長(児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長に限る。以下同じ。)、出先機関の長、教育機関の長、県立学校長、警察署長並びに別に定める者の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。